

京都市告示第431号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業を指定しました。

平成26年12月4日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者
一般社団法人根根学園（代表理事 河合 義根）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
京都市右京区常盤東ノ町1番地
- 3 事業所の名称
一般社団法人根根学園
- 4 事業所の所在地
京都市右京区常盤東ノ町1番地
- 5 指定する事業の種類
児童発達支援，放課後等デイサービス
- 6 指定年月日
平成26年12月1日
- 7 事業所番号
2650700087

（保健福祉局障害保健福祉推進室）